

佐賀県高等学校体育連盟規約

昭和24年4月1日制定	昭和57年4月1日改正
昭和30年4月1日改正	平成7年4月1日改正
昭和38年4月1日改正	平成17年4月1日改正
昭和42年4月1日改正	平成22年4月1日改正
昭和44年4月1日改正	平成26年12月9日改正
昭和45年4月1日改正	平成30年3月16日改正
昭和50年4月1日改正	令和4年3月25日改正
昭和52年4月1日改正	

第1章 名称及び事務局

- 第1条 この会は佐賀県高等学校体育連盟と称する。（以下「本連盟」という）
第2条 本連盟の目的遂行のため、事務局を置く。事務局に関しては別に定める。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は佐賀県内高等学校の体育・スポーツの健全なる普及発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 佐賀県高等学校生徒の体育・スポーツの振興に関する方策の審議及び確立
(2) 佐賀県高等学校体育大会の開催
(3) 佐賀県高等学校体育・スポーツに関する調査研究
(4) 学校体育に關係ある諸団体との連絡調整
(5) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

- 第5条 本連盟は佐賀県内にある高等学校（佐賀県立ろう学校高等部を含む）の加盟校をもって組織する。
第6条 本連盟は九州高等学校体育連盟並び公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人佐賀県スポーツ協会に加盟する。

第5章 役員

- 第7条 本連盟に次の役員をおく。
- | | |
|------|--------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 2名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事 | 加盟校各1名 |
| 監査委員 | 3名 |

- 第8条 会長は理事会において承認し、本連盟を代表し会務を総理する。また、理事会、常任理事会及び各種会議を招集し、その議長となる。

- 第9条 副会長は理事会において承認し、会長に事故があった場合はその職務を代行する。
- 第10条 理事長は会長が推薦し、理事会の承認後、会長が委嘱し会務を執行する。
- 第11条 副理事長は理事会において承認し、理事長に事故があった場合はその職務を代行する。
- 第12条 常任理事は理事の互選により選出し、この規約第17条に定める事項を審議する。
- 第13条 監査委員は理事会で選出する。監査委員は会計及び業務を監査する。
- 2 監査委員は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第14条 役員の任期は1ヵ年とする。但し重任を妨げない。補充によって就任した役員の任期は前任者の残留期間とする。

第6章 顧問及び参与

- 第15条 この会に顧問及び参与をおくことができる。
- 2 顧問及び参与は理事会の推举により会長が委嘱し、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ、また意見を述べることができる。

第7章 会議

- 第16条 理事会は、次の事項について審議し決定する。
- (1) この会の事業及び基本方針に関すること。
 - (2) 会則の変更に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他この会の目的達成に必要な重要な事項に関すること。
- 第17条 常任理事会は、次の事項について審議する。
- (1) 理事会に提出する予算、決算、事業計画等
 - (2) 理事会を招集することができない場合における緊急事項
 - (3) 理事会から付託された事項
 - (4) 会長が必要と認めた事項
- 第18条 理事の3分の2以上が会議の目的を示して請求した時は理事会を開かなければならない。
- 第19条 理事会及び常任理事会は3分の2以上が出席しなければ開くことができない。また議事は出席人員の過半数の承認により成立するものとする。
- 第20条 会長は緊急を要するため理事会、常任理事会を招集することができない場合は、これを専決することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決したときは、次の理事会、常任理事会に報告し承認を受けなければならない。

第8章 会計

- 第21条 本連盟の経費は次に掲げるものをもってあてる。
- (1) 加盟金
 - (2) 補助金
 - (3) 寄附金
 - (4) その他の収入
- 第22条 加盟校は理事会において決定した加盟金を納入しなければならない。加盟金に関することは内規に定める。
- 第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 専門部並びに調査研究部

第24条 本連盟に専門部並びに調査研究部を設ける。それぞれの規程については別に定める。

第10章 附 則

第25条 この規約実施に当り必要に応じ更に内規その他の細則を理事会の承認を得て定めることができる。

第26条 この会の規約は、令和4年3月25日より改正施行する。